

補助事業の手引き 改訂履歴

改訂日	ページ	項目	改訂後	改訂前
R4. 10. 20	11	I. 補助事業の手続き等の流れ (5) 計画の変更等 ③事業承継の申請	(注3) 被承継者がデジタル枠又はグリーン枠の採択者の場合は、当該承継者は申請時点において公募要領で定めた補助対象事業の要件を満たしていることが必要です。この点については、補助金交付後の「事業計画期間中」においても同じです。 (注4) 被承継者が回復型賃上げ・雇用拡大枠の採択者の場合は、当該承継者は通常枠の補助要件等が適用となります。	(デジタル枠、グリーン枠、回復型賃上げ・雇用拡大枠の注意事項の追加)
	15	II. 補助事業実施中の注意事項 1. 物件等の入手・代金の支払等に係る注意事項について (5) 以下の経費は補助対象となりません。	⑪不動産の購入費、自動車等車両*の購入費・修理費・車検費用 *事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないもの及び税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除きます。	⑪不動産の購入費、自動車等車両*の購入費・修理費・車検費用 *事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号が無く、公道を自走することができないものを除きます。
	24	III. 補助事業終了後の義務 6. 補助事業に関する情報の変更等 ①補助事業の承継	(注2) 被承継者がデジタル枠又はグリーン枠の場合は、当該承継者は申請時点において公募要領で定めた補助対象事業の要件を満たしていることが必要です。	(デジタル枠、グリーン枠の注意事項の追加)
	26	経費区分ごとの経費内容について 1. 対象経費の区分	(注5) 「据付け」とは、本事業(R1補正)で購入した機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なもの(設置場所に固定等)に限ります。設置場所の改修・整備工事や基礎工事は含みません。	(注5) 「据付け」とは、本事業(R1補正)で購入した機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の改修・整備工事や基礎工事は含みません。
		その他	・10次締切に対応した提出資料名称、時点等の修正 ・誤謬等の修正	